

労働法制の見直しの中止に関する意見書（案）

現在、政府は、労働法制の見直しを行おうとしている。

労働者派遣法における見直しは、現行法が原則１年間、最長３年間としている同一の業務における派遣受入期間の制限を事実上廃止しようとしており、臨時的・一時的業務に限定し、常用雇用の代替にはならないというこれまでの労働者派遣の大原則を根本から覆すものである。これは、派遣労働の恒常化と正規雇用の代替を認めるものであり、低賃金のまま生涯派遣で働くなど、雇用の不安定化が起こることは避けられない。

労働時間制度における見直しは、労働時間に関係なく成果で給与を支払う残業代ゼロの制度を創設しようとするものである。政府は、対象となる労働者を、少なくとも年収１,０００万円以上、職務の範囲が明確で高い職能を持つ労働者としているが、この制度の導入は、世界が確立してきた１日８時間の労働制を崩すこととなり、その本質は変わらない。制度の対象も曖昧で、際限なく広がるおそれがある。加えて、裁量労働制についても、更に規制の緩和を進めようとしている。

解雇規制における見直しは、職務や勤務地を限定した限定正社員の制度を設け、その職務の廃止や事業所の閉鎖に伴う解雇を可能とする仕組みや解雇の金銭解決を導入しようとするものである。

政府が進めようとしているこれらの労働法制の見直しは、低賃金で不安定な雇用、長時間労働による過労死を増加させかねず、「働きがいのある人間らしい仕事」、「質の高い雇用を通じた成長」といった国際労働基準等の流れに反している。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、労働法制の見直しを中止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。